

第 3 期

大阪府介護給付適正化計画

(平成 27～29 年度)

平成 27 年 3 月

大阪府福祉部高齢介護室

はじめに

大阪府では、利用者が真に必要とする適切なサービスの提供を確保するため、保険者及び大阪府国民健康保険団体連合会と共同で、平成20年3月に「大阪府介護給付適正化計画」を、さらに平成23年10月に「第2期大阪府介護給付適正化計画」を策定し、介護給付適正化事業の推進に取り組んできました。

第2期大阪府介護給付適正化計画で重要事業として定めた「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の適正化」、「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「介護給付費通知」、「福祉用具購入・貸与調査」、「給付実績の活用」の8事業の平成25年度末の実施率は、「給付実績の活用」を除き、9割以上となっており、保険者における適正化の取組みは着実に進展しています。

しかし、一部の事業について、いまだ実施できていない保険者があられるほか、実施内容や事業の精度について保険者によって差異が見受けられるため、適正化の取組みの一層の推進が必要です。

一方、国においては、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のための制度改正が行われたところであり、介護給付適正化の取組みの重要性はさらに高まるものと考えられます。

このような背景を踏まえ、今般、厚生労働省の『「第3期介護給付適正化計画」に関する指針について』に基づき、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第3期大阪府介護給付適正化計画を策定しました。

本計画では、第2期大阪府介護給付適正化計画において主要8事業ごとに設定した目標を「標準的な取組み」とし、保険者はその取組みの実施率、月数、回数等を増やしていくこと等をまず目標とし、次に「標準的な取組み」に加え、府が国指針を踏まえて設定した「更なる取組み」のうち、実施可能なものを第3期の目標として設定することとしています。

本府では、本計画に基づき、各保険者の実施目標達成に資するため、大阪府国民健康保険団体連合会等関係団体とも連携しながら、必要な支援を行ってまいります。

本計画により、府内の介護給付の適正化がより一層推進されるよう期待します。